



令和8年度 さいたま市職員採用試験受験案内 職務経験者（福祉）【秋試験】

令和9年4月1日採用予定

さいたま市人事委員会

社会福祉施設や福祉事務所等で培われた職務経験を“さいたま市”で生かそうという意欲のある人材を求めています。

相談援助業務の豊富な経験を持ち、さいたま市を取り巻く様々な環境の変化や直面する課題に迅速かつ的確に対応できる「即戦力」となる人を募集します。

第1次試験日 令和8年9月27日(日)

申込受付期間 令和8年7月27日(月)午前9時から8月17日(月)午後5時まで

※さいたま市電子申請・届出サービス(オンライン市役所さいたま(オンたま))から申込みください。

1 採用予定人員、職務概要及び採用予定日

採用予定 人 員	職 務 概 要	採 用 予 定 日
4人程度	保健衛生局や福祉局、子ども未来局、区役所等に配属され、福祉の相談・援助等の業務に従事します。	令和9年 4月1日

◆採用予定人員は、事業計画等により増減する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす人

(1) 昭和40年4月2日～平成8年4月1日生まれの人

(2) 社会福祉士資格を有する人又は令和9年春までに取得見込みの人で、社会福祉施設、福祉事務所等における相談援助業務の職務経験が直近10年(平成28年8月1日から令和8年7月31日まで)中に通算5年以上ある人

◆職務経験には、週当たり20時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、休職(育児休業、介護休業等)等で会社を休んでいた期間は該当しません。

◆週当たり20時間以上勤務していた期間とは、一つの事業所等に1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務条件で勤務していた期間が該当します。

◆職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の事業所等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。

◆申込日現在でさいたま市職員(任期の定めのある職員を除きます。)である人は、受験できません。

◆職務経験に該当する主な施設については、P6のFAQを参照してください。

◆相談援助業務とは、社会福祉士国家試験の受験資格となる実務を対象としています。

◆最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、直近10年中通算5年以上の職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

(3) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(4) 次のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑(禁錮を含む。)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 試験日時・会場・合格発表

第1次試験（論文）	9月27日（日）着席時刻 午前9時20分 会場 市立中・高等学校 等 経験論文試験、適性検査（注1） 面接カード提出（注2） 終了予定時刻 午後1時 試験会場は受験票引換証で指定します。
-----------	---

注1: 適性検査は第2次試験（面接試験）の参考資料とします。

適性検査を受験しない場合、第1次試験を辞退したものとします。

注2: 第2次試験（面接試験）で使用する面接カードは、第1次試験の受験者全員にご提出いただきます。



第1次試験合格発表	10月16日（金） （市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。）
-----------	--



第2次試験（面接）	11月7日（土）又は8日（日） （日時・会場は、市ホームページでお知らせします。） 個別面接
-----------	--



最終合格発表	11月26日（木） （合格者のみ郵送で通知します。）
--------	-----------------------------------

◆自然災害等の影響により、試験日時等を変更する場合があります。

◆その他諸注意

ア 第1次試験の着席時刻は予定です。受験票引換証で必ず確認してください。

イ 面接カードはホームページ(※)からダウンロード・印刷し、事前に記入のうえ、第1次試験日に提出してください。

ダウンロードしたものは、A4サイズでおもて面と裏面を両面印刷し、使用してください。

なお、第1次試験日に提出がない場合は、第1次試験を辞退したものとみなします。

※さいたま市職員採用ホームページ(<https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html>)

秋試験→受験に関するご案内 からダウンロード・印刷してください。

ウ 試験会場は、受験票引換証又は市ホームページ内で指定された会場となりますので注意してください。

エ 最終合格者のみ文書で通知をしますが、その他は市ホームページでの公表のみとなります(不合格者への通知等はいりません。)

詳細については試験当日にお知らせします。ホームページアドレスは最終頁をご覧ください。

オ エの通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、可否はホームページにて確認してください。

なお、電話や電子メール等による可否の問合せにはお答えできません。

4 試験結果の開示について

この試験の結果について、開示の請求をすることができます(受験者本人に限ります。)

開示請求のできる人	開示内容	請求の方法	請求期間
第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び得点	合格発表のホームページに掲載する請求方法に従い、オンライン市役所さいたま(オンたま)から申請してください。	それぞれの試験の合格発表日から14日間
第2次試験不合格者	第2次試験の順位及び得点		

◆一定の基準に達しない試験科目がある場合には、順位は付きません。

◆第1次試験日に行う全ての試験(経験論文試験及び適性検査)を受験しない場合及び面接カードの提出がない場合は辞退したものとみなすため、開示の請求をすることができません。

◆電話、電子メール及び郵送等による請求は受け付けません。

5 試験方法・内容

試験方法		試験内容
第1次試験	経験論文試験 ＜記述式60分＞	社会福祉施設や福祉事務所等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力に関して記述する筆記試験 【1,000字程度】
第2次試験	適性検査 (性格・事務能力)	職務に対する適応性及び処理能力の検査（面接試験の参考とします。）
	面接試験	個別面接による試験（主として職務遂行能力、職員としての適格性等についての評定） ※面接試験で使用する面接カードは、第1次試験日にご提出いただきます。 なお、第1次試験日に提出がない場合は、第1次試験を辞退したものとみなします。

- ◆第2次試験の適性検査は第1次試験日の9月27日（日）に行います。
- ◆第2次試験の合格者（最終合格者）は、第2次試験の成績により決定します（第1次試験の成績は反映されません。）
- ◆自然災害等の影響により、試験内容等を変更する場合があります。

6 試験科目別の配点

第1次試験	第2次試験
経験論文試験	面接試験
100	500

7 受験申込方法（インターネットのみ受付）

パソコン又はスマートフォンから申込みできます。

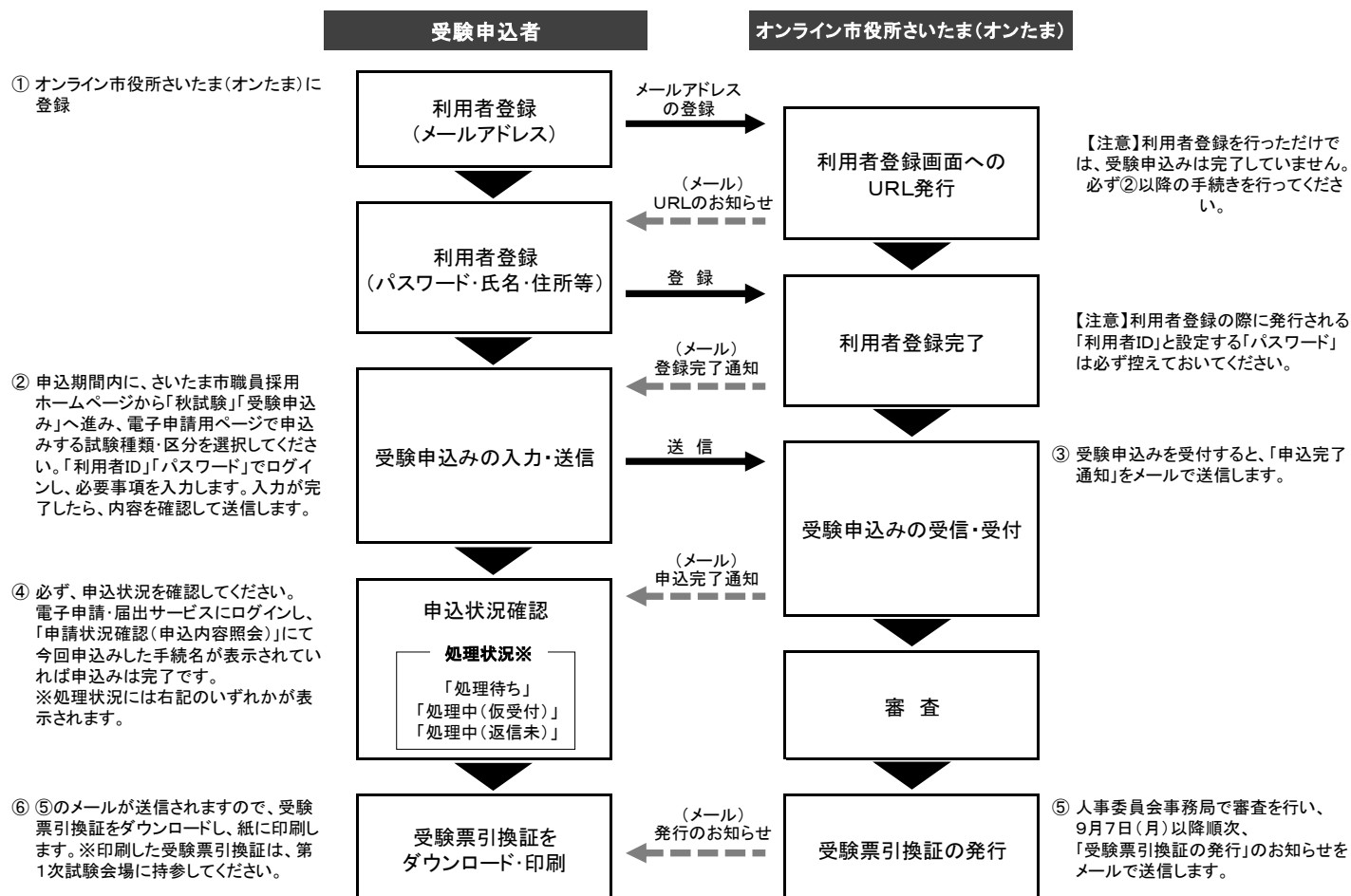
さいたま市職員採用ホームページ(<https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html>)から、

秋試験→受験に関するご案内と進み、受験資格や詳しい申込方法、動作環境等を必ず確認してから申込みください。

必要なもの	①パソコン又はスマートフォン（インターネットに接続が可能なもの。それぞれ推奨の使用環境があります。事前によく確認してください。） ②受験者本人のメールアドレス ③A4サイズ用紙の印刷が可能なプリンタ（お持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。） ④受験者本人の顔写真の電子データ（申込前3か月以内の撮影で、縦横比4:3のJPEG形式、鮮明で背景が白色又は水色等薄い色のもの。）
申込期間	令和8年7月27日（月）午前9時から令和8年8月17日（月）午後5時まで ※申込期間中は24時間いつでも申込みできますが、システムのメンテナンス・停電等のため利用できない場合があります。 ※ご利用機種や環境等により、利用できない場合があります。
受験票の交付	9月7日（月）以降順次、オンライン市役所さいたま（オンたま）にログインし、申込内容照会画面から受験票引換証をダウンロード・印刷し、第1次試験会場に持参してください。担当試験官が受験票引換証を受験票（顔写真付）に引換えます。なお、受験票引換証がダウンロードできない場合は、9月11日（金）午後5時までに人事委員会事務局（電話 048-829-1778）までご連絡ください。

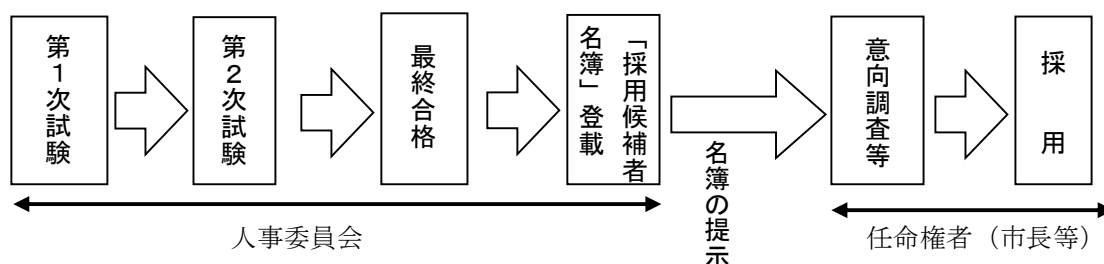
- ◆同日程で行うさいたま市職員採用試験及び障害者を対象とした職員採用選考と重複して受験申込みすることはできません。（複数の申込みをした場合、最初に受付した申込内容を有効とします。）
- ◆オンライン市役所さいたま（オンたま）の利用者登録が必要になりますが、その際に発行される「利用者ID」と、設定する「パスワード」は絶対に忘れないようにしてください。オンライン市役所さいたま（オンたま）での手続きが進められなくなり、受験することが出来なくなります。IDとパスワードは当人事委員会でも確認することができません。
- ◆インターネットによる申込みが完了すると、「申込完了通知」メールが送信されます。メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、オンライン市役所さいたま（オンたま）上で申請状況を確認してください。
- ◆このほか、オンライン市役所さいたま（オンたま）の利用規約やホームページ上の注意事項をよく読み、時間に余裕を持って手続きをしてください。
- ◆けがや障害等により、受験上の配慮を必要とされる方は、必ず、インターネット申込時にその旨を入力してください。
- ◆申込みに使用した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

受験申込みの流れ



8 合格から採用まで

- 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。人事委員会は、任命権者(市長等)からの請求に基づいて成績順に名簿を提示します。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- 任命権者は、意向調査等を行い、欠員の状況等に応じて順次採用します。なお、採用の時期は、原則として令和9年4月1日(場合によりそれ以前に採用されることもあります。)となります。



- 受験資格がない場合や、申込内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、採用を取り消します。
- 最終合格発表後、職歴証明書を提出していただきますが、直近10年中、**通算5年以上の職務経験期間の証明ができない場合は、採用を取り消します。**
- 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者と判明した場合は、採用後の配置について制限がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

9 給与・勤務条件等

- (1) 給与 令和8年4月1日現在の初任給は、次のとおりです(地域手当含む。)

(例) 22歳で大学卒業後、民間企業等で正社員として勤務した場合

年齢	職務経験年数	初任給(円)
31歳	9年	304,290
40歳	18年	359,720

◆初任給は、職務経験年数等に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。

◆このほかに、諸手当(通勤、扶養、住居、期末・勤勉、特殊勤務手当等)が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (2) 勤務時間

原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- (3) 休日

日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

- (4) 休暇

年間20日の年次有給休暇(4月採用者の場合、当該年は15日)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇等があります。

- (5) その他

ア 配属先によっては、勤務時間、休日が異なる場合があります。

イ 給与、勤務時間等は、条例等の改正(給与改定等)により、変更(減額を含む。)される場合があります。

10 その他

- (1) 第1次試験当日の持ち物は、受験票引換証でお知らせしますのでご確認ください。
- (2) 指定の時刻までに必ず着席してください。なお、**着席時刻に遅れた場合は、原則として受験できません。**当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に確認しておいてください。
- (3) 試験会場の下見はできません。また、**会場に電話等で直接問合せすることは禁止しますので、人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。**
- (4) 駐車場は用意していません。自家用車での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。また、試験会場周辺の路上や商業施設等への無断駐車は、厳に慎んでください。けが等により送迎が必要な場合は必ず事前に人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。なお、自転車、自動二輪で来場する場合は、必ず指定された場所に駐輪してください。
- (5) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の電子機器の使用(時計、カメラ、録音機としての使用を含む。)は固く禁止します。**試験中に電源が切られていない場合は、以後の受験を停止し、失格とする場合があります。**
- (6) 試験会場は、休憩時間を含め終日禁煙です。
- (7) 試験会場の指定はできません。

◎日本国籍を有しない職員の担当業務について

「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づき、本市では日本国籍を有しない職員は次の(1)に該当する業務及び(2)に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務は次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- ・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

代表的な業務の具体例

- ・生活保護の決定等

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、本市の行政について企画・立案・決定等に関与する職であり、具体的には、

- ①「さいたま市事務専決規程」等に定める専決又は代決をすることができる課長以上の職
- ②本市の基本施策の決定等(基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等)に携わる職が該当します。

(3) 昇任について

日本国籍を有しない職員についても「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

FAQ

Q. 職務経験において、社会福祉施設等とはどのような施設が該当しますか。また、相談援助業務はどのような業務が該当しますか？

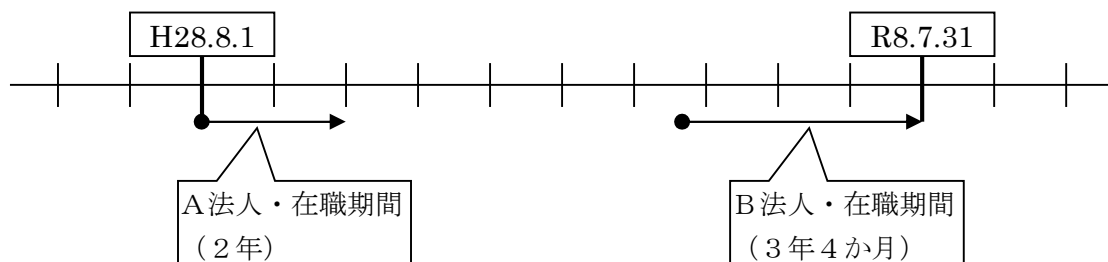
A. 社会福祉施設等に該当する主な施設は、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関等が該当します。また、相談援助業務に該当する主な職務経験は、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員等、社会福祉士国家試験の受験資格となる実務が該当します。

Q. 「直近10年中に通算5年以上の職務経験」とはどのような場合が該当しますか？

A. 直近10年中とは、平成28年8月1日から令和8年7月31日までをいいます。

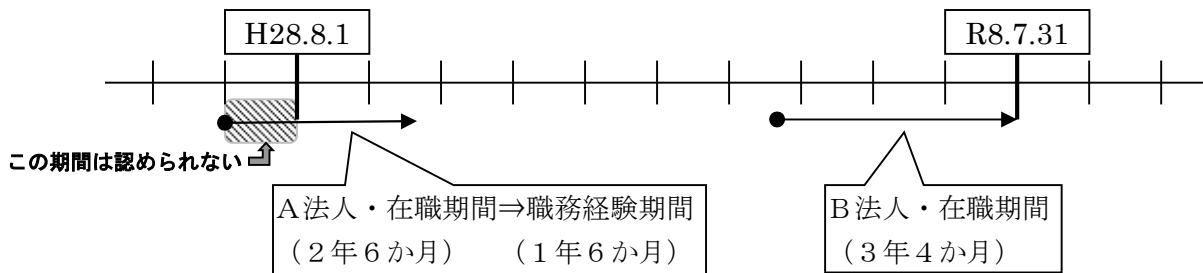
【例1】認められるケース

下図のように、直近10年中の勤務状況が、A法人で在職期間が2年、B法人で在職期間が3年4か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して5年4か月となるので、「5年以上」という要件を満たします。ただし週当たり20時間未満で勤務していた期間や、休職等で職務に従事しなかった期間は、職務経験期間から除きます。また、勤続1年未満の職務経験は、職務経験の期間として通算できません。



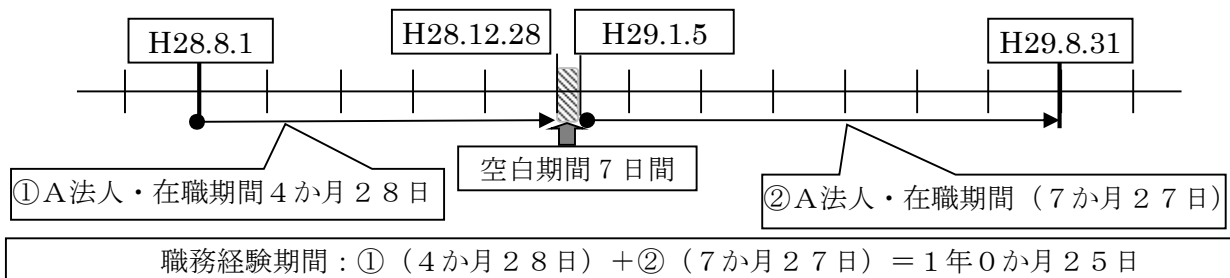
【例２】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、Ａ法人で在職期間が２年６か月（うち直近１０年間中の期間は１年６か月）、Ｂ法人で在職期間が３年４か月であった場合、職務経歴はそれらの期間を通算して４年１０か月となり、「５年以上」という要件を満たさないことになります。



Q. １年未満の雇用契約を繰り返した場合どのような取扱いになりますか？

A. 原則１年未満の勤務継続期間は該当しません。ただし、同一の雇用主に実態として１年以上継続して雇用されている場合で、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（１年につき７日以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が１年以上であれば、その期間を職務経歴に通算することができます。



Q. 週の勤務日数が３日や４日の場合がありますが、職務経歴期間は通算できますか？

A. 就業規則等に定められた正規の勤務時間が週当たり２０時間以上であれば、職務経歴期間として通算できます。

Q. 就業規則や雇用契約書類には週当たりの勤務時間数が記載されていませんが、どのように判断すればいいですか？

A. １日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、１年を５２週として下記の計算方法で週当たりの勤務時間数を算出します。

【計算方法】１日当たりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ ５２週（小数点以下第一位を四捨五入）

【例】１日当たり７時間４５分勤務、１月当たり１２日勤務の場合

７時間４５分 × １２日 × １２か月 ÷ ５２週 = ２１．４６１５…時間

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、２１時間

⇒週当たりの勤務時間が２０時間以上のため、職務経歴期間に通算できます。

Q. 勤務時間数が１月当たりで定められている場合、どのように判断すればいいですか？

A. １年を５２週として下記の計算方法で週当たりの勤務時間数を算出します。

【計算方法】１月当たりの勤務時間数 × １２か月 ÷ ５２週（小数点以下第一位を四捨五入）

【例】１月当たり８７時間勤務の場合

８７時間 × １２か月 ÷ ５２週 = ２０．０７６９…時間

⇒小数点以下第一位を四捨五入により、２０時間

⇒週当たりの勤務時間が２０時間以上のため、職務経歴期間に通算できます。

Q. 派遣社員の職務経験期間は通算できますか？

A. 派遣先として同じ施設等に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。また、同一の施設等に実態として1年以上継続して勤務している場合で、契約更新を繰り返す有期雇用契約などにより、更新に際し空白期間（1年につき7日以内に限る。）が設けられた場合、空白期間の前後の従事した期間を合算した場合にその期間が1年以上であれば、その期間を職務経験に通算することができます。

Q. 勤務していた法人が解散し、勤務証明等が提出できない場合どうしたらいいですか？

A. 勤務していた法人が解散してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を最終合格発表後に提出していただきます。

Q. 過去の試験問題を入手したいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A. 経験論文試験については、過去に出題した課題をホームページに掲載しています。

●令和7年度の実施結果

試験区分		第1次試験		第2次試験	
		受験者数(人)	合格者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
職務経験者	福祉	17	13	4	4.3

問 合 せ 先

さいたま市人事委員会事務局任用調査課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1778 FAX 048-829-1963
e-mail:ninyo-chosa@city.saitama.lg.jp



もっと身近に、
もっとしあわせに

採 用 試 験 情 報

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/saiyou/index.html>
X https://x.com/Saitama_saiyou



ホームページ



X

※e-mail でお問合せの際は、氏名と電話番号をお知らせください。（内容によっては、電話で回答させていただく場合があります。）